高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会 設置要綱

平成26年10月3日 日本学術会議第204回幹事会決定

改正 平成27年5月22日日本学術会議第213回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2 委員会は、平成24年9月11日付けの「回答高レベル放射性廃棄物の処分について」並びに平成26年9月19日付の「報告高レベル放射性廃棄物の暫定保管に関する技術的検討」及び「報告高レベル放射性廃棄物問題の社会的対処の前進のために」に関して、さらに学術的に検討すべき諸事項について調査審議する。

(組織)

第3 委員会は、15名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成27年12月31日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官(審議第二担当)において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この決定は、決定の日から施行する。